

綾瀬市社会福祉法人設立認可等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市社会福祉法施行細則（平成25年綾瀬市規則第18号。以下「施行細則」という。）第2条に規定する設立認可申請等及び同第3条に規定する定款変更認可申請等に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の協議)

第2条 社会福祉法人（以下「法人」という。）を設立しようとする者（以下「設立予定者」という。）は、別に定める社会福祉法人設立計画概要（以下「計画概要」という。）により事前に市と協議しなければならない。

(計画概要の審査)

第3条 市長は、前条により提出された計画概要の審査を行い、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 前項の審査は、法令及び関係通知に基づくほか別に定める綾瀬市社会福祉法人設立認可等審査基準に基づき行うものとする。

3 第1項の審査のための社会福祉法人設立認可等審査調書は別に定める。

(社会福祉法人設立認可審査会による審査)

第4条 前条の審査を経た計画概要について、綾瀬市社会福祉法人設立認可審査会において審査するものとする。

2 綾瀬市社会福祉法人設立認可審査会の設置及び運営について必要な事項は、別に定める。

(設立の承認)

第5条 市長は、前条の審査結果を設立予定者に対して通知するものとする。

2 市長は、設立の承認に当たって必要な条件を付することができるものとする。

3 市長は、前項の条件を満たすことができない設立予定者について、設立の承認を取り消すことができるものとする。

(設立の認可申請)

第6条 前条により設立の承認を受け、法人設立の認可を申請する者（以下「認可申請者」という。）は、施行細則第2条第1項に規定する社会福祉法人設立認可申請書（以下「認可申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(認可申請書の審査)

第7条 市長は、前条により提出された認可申請書の審査を行い、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 前項の審査は、法令及び関係通知に基づき行うものとする。

(設立の認可)

第8条 市長は、前条の審査の結果、法人の設立を適当と認めたときは、設立の認可を行い、施行細則第2条第2項に規定する社会福祉法人設立認可通知書により認可申請者に通知するものとする。

(定款変更認可申請等)

第9条 定款変更の認可を受けようとする者（以下「変更認可申請者」という。）は、施行細則第3条第1項に規定する社会福祉法人定款変更認可申請書（以下「変更認可申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により提出された変更認可申請書の審査を行い、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、定款変更を適当と認めたときは、変更の認可を行い、施行細則第3条第2項に規定する社会福祉法人定款変更認可通知書により変更認可申請者に通知するものとする。

(定款変更届出等)

第10条 定款変更の届出を行う者（以下「変更届出者」という。）は、施行細則第3条第3項に規定する社会福祉法人定款変更届を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により提出された変更届の審査を行い、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、定款変更を適当と認めたときは、変更届を受理した旨を変更届出者に通知するものとする。

(庶務)

第11条 法人認可に関する事務は、主管課において行う。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。